⑶　被害者に振込入金させるために使用された銀行口座のうち、検察官が既に把握している口座（五十音順）

銀行（支店）名、口座名義、口座番号の順に記載

株式会社じぶん銀行あお支店	古川　純子	3063413
株式会社ジャパンネット銀行すずめ支店	高橋　誠也	4775476
株式会社十六銀行小田井支店	山本　成光	1334638
株式会社セブン銀行カトレア支店	伊能　怜太	0937327
株式会社セブン銀行サルビア支店	杉本　浩一	0766369
株式会社東京都民銀行竹ノ塚支店	木下　広子	5013200
株式会社東日本銀行松戸支店	古川　純子	634008
株式会社三井住友銀行大阪本店営業部	福本　雅是	1688586
株式会社三井住友銀行仙台支店	石川　　武	1873169
株式会社三井住友銀行東神奈川支店	千葉　　郁	6872860
株式会社三井住友銀行松戸支店	古川　純子	7211041
株式会社ゆうちょ銀行（10000）	杉本　浩一	61189291
株式会社ゆうちょ銀行（10310）	河合　久康	69186071
株式会社ゆうちょ銀行（12270）	久保山義明	30469111
株式会社りそな銀行新宿支店	河合　久康	3648979
きたみらい農業協同組合端野支店	小山　貴文	0017352
住信ＳＢＩネット銀行株式会社ブドウ支店	阿部　直裕	5115005
住信ＳＢＩネット銀行株式会社ブドウ支店	中川　恵一	4817841
住信ＳＢＩネット銀行株式会社ミカン支店	垣合るり子	4972213
住信ＳＢＩネット銀行株式会社ミカン支店	水村　成也	5207819
住信ＳＢＩネット銀行株式会社レモン支店	西村　真一	4903829
とうかつ中央農業協同組合稔台支店	古川　純子	0017799
兵庫六甲農業協同組合宝塚支店	福本　雅是	0039028
楽天銀行株式会社エンカ支店	高橋　誠也	1376470
楽天銀行株式会社ソナタ支店	市村　由子	1229860
楽天銀行株式会社チェロ支店	榎本　武久	1209569
楽天銀行株式会社チェロ支店	大森　康弘	1426225
楽天銀行株式会社テクノ支店	大森たけ子	1426246
楽天銀行株式会社ドラム支店	中川　恵一	4276773
楽天銀行株式会社ピアノ支店	林　竜ノ介	4381633

⑷　主な犯行態様

ア　名簿に記載された被害者へ電話をかけ、若しくはダイレクトメールを送付するなどの方法で借入れを勧誘する。

イ　現金を、顧客指定の口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ　指定した銀行口座に、法定利息を超えた金利及び元本等を振込入金させる。

エ　振り込まれた現金を犯人が引き出して手に入れる。

5　開始決定の時における給付資金の額

金96万3,323円

6　支給申請期間

平成29年３月１日から同年５月31日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　横浜地方裁判所相模原支部

⑵　被告人氏名　①小林　光夫、②元田　晋宏

⑶　裁判年月日　平成27年３月10日

⑷　確定年月日　平成27年３月25日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

小林光夫ら両名は、千葉県松戸市内において、「株式会社東和リース」等の名称で貸金業を営んでいたものであるが、共謀の上、被告人両名が無登録かつ業として貸し付けた金銭の元金及び法定の割合を超える割合による利息を受領する際、平成25年10月11日頃から平成26年５月30日頃までの間、前後38回にわたり、被害者８名をして、前記各犯罪行為に係る元金の返済及び利息の支払が混和した犯罪収益等である現金合計214万8,000円を、いずれも被告人両名が管理する他人名義の普通預金口座に振込送金により入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒231－0021　横浜市中区日本大通９番地

横浜地方検察庁　被害回復給付金事務担当

電話番号　045－211－7655

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成29年３月31日までに近畿財務局理財部金融監督第４課保険監督室あて申出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20261000430②栗原　　豊③栗原　　豊④和歌山県有田郡有田川町下津野169－１

①060001007550②株式会社リバイブ③浦野　正昭④東京都八王子市八日町７番13号２Ｆ

①060001008088②株式会社ワライフ③稲葉　博文④埼玉県草加市高砂１－８－35ノースヴィレッジ５Ｆ

平成29年３月１日

近畿財務局長　美並　義人